

弊社知多製油所に対する行政指導(警告)について

1. 弊社(社長:松下功夫)の知多製油所(所在地:愛知県知多市、所長:松岡純司)は、昨6月21日、知多市消防本部から、本年6月15日に発生した原油漏洩に関し、石油コンビナート等災害防止法第23条第1項に定める異常現象の通報義務違反に該当するとして警告を受けました。
2. 同製油所においては、6月15日、定期保安検査の事前自主検査として、原油配管の昇圧作業を行っていたところ、フランジ(配管継手)部から原油が霧状に飛散したため、直ちに昇圧作業を停止し、配管等の清掃作業を行いました。しかし、同製油所では、軽微なトラブルと判断し、関係当局へ通報しておらず、今般、これが異常現象の通報義務違反に該当すると判断されたものです。
3. 原油漏洩の原因については調査中ですが、今後、行政のご指導を仰ぎながら適切に対処してまいります。また、通報を怠った原因は、法令遵守および安全に対する意識の徹底が不十分であったことであると判断しております。
4. 弊社としては、このような事態を引き起こしたことを深く反省するとともに、行政当局をはじめ関係する皆様方に対して多大なご迷惑とご心配をおかけしたことをお詫び申し上げます。
事態の重大さを真摯に受け止め、二度とこのようなことが起きないよう、法令遵守および安全の重要性を再度周知徹底し、再発防止に努めてまいります。

以上